

【象牙取引規制に関する有識者会議（第2回）】

『議事録』

令和2年12月10日（木）

10時35分～12時28分

○松崎政策調整担当部長 それでは、ただいまから第2回象牙取引規制に関する有識者会議を開催いたします。

本日は、御多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

会議の事務局を担当しております、政策企画局政策調整部政策調整担当部長、松崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

以降、着座にて失礼いたします。

本日の会議ですが、コロナウイルス対策で密を避けるということもありまして、井田委員、北村委員、中泉委員におかれましては、ウェブにより会議に御参加をいただいております。各参加者の様子は前方の画面に映し出されております。

なお、木佐委員につきましては、本日は所用のため御欠席との連絡を頂戴しております。

次に、委員の交代について申し上げます。WWFジャパンから東梅委員に代わりまして、今回から三間委員に御参加をいただくことになりましたので、御紹介いたします。

三間淳吉WWFジャパン森林・野生生物プロジェクト・アドバイザーです。

また、本日は、ゲストにアフリカの現地の状況にお詳しい早稲田大学の岩井准教授にお越しいただいておりますので、御紹介いたします。

早稲田大学「平山郁夫記念ボランティアセンター」岩井雪乃准教授です。岩井先生には、後ほどプレゼンテーションをお願いしております。

また、今回より環境省と経済産業省にもオブザーバー参加をいただいております。環境省自然環境局野生生物課の笠原課長補佐、経済産業省製造産業局生活製品課、井澤補佐です。

次に、会議の公開について御説明いたします。本日の会議の様子は、都のホームページ上でインターネット中継により配信されております。また、本日の会議資料、議事録、中継映像につきましては、後日ホームページ上に公開してまいります。

本日、会議資料はペーパーレスで提供いたしております。各委員、机の上でございます大きいほうのタブレット、これはホストに連動しておりますので、資料送りは担当のほう

で行います。小さいほうは、同じデータが入っておりますけれども、御自由に御参照ください。

本日は、知事の出席をいただいております。開会に当たりまして、小池知事より御挨拶申し上げます。

○小池知事 皆様、おはようございます。座ったままで失礼いたします。

第2回の象牙取引規制に関する有識者会議でございます。御多用のところ、御協力、そして御参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、ウェブでの御参加、誠にありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

そして、今回から経済産業省、環境省の皆様方にもオブザーバーとして参加していただき、国とこの課題を共有していきたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

第1回の会議、振り返ってみますと、1月なんですね。なんか遠い昔のように思ったりするわけでありましてけれども、コロナによって、私たちの生活がこれだけ大きく変わったという中であって、象牙を取り巻く環境も様々変化がございます。

2020大会がそもそも1年延期をされたということ。それにコロナの影響もあって、海外からのインバウンドのお客様が激減をしているということ。それから、はんこが大変注目を浴びるようになって、象牙の使用が、目的が主に印章、はんこということもあり、国も押印廃止を進めているのと同じように、都の方もそれをそれよりも前に、はんこレスということをやっていたわけございまして、勢いが加速しているということでございます。

先日、小泉環境大臣に、象牙の取引の規制適正化に向けて、国の対策の一層の強化、そして2020大会への取組強化ということ、また協力をとということで、依頼に伺わせていただきました。大臣のほうからできるところから協力していこうという話ございまして、早速その成果といいましょうか、本日の会議から環境省、そして経済産業省、国のほうからの代表が御参加いただくということでございます。ありがとうございます。

象牙の取引問題ですけれども、ゾウの生息国、それから取引中継国、消費国、それぞれが関わってくるグローバルな問題でございます。また、昨年のワシントン条約の会議での議題にも改めてなっております、国際的な関心も高いということでもあります。

1年延期にはなりましたが、来年東京2020大会を開催すべく、様々準備をしているところございまして、また、ゾウを取り巻く環境というもの、アフリカなど生息地でも様々な変化が起こっていることかと存じますので、そこは岩井先生の現地のレポートな

どいただければと思っておりますが、まずは、何よりもコロナとの戦いが続く中で、この課題は、変わらず横たわっておりますので、都がなすべき対策を検討していきたい。また、日本国として、この象牙の取扱いをどうしていくのかということは、世界への発信も必要になってくるかと思えます。地球規模での持続可能な発展に貢献をしてみたいと考えておりますので、有識者の皆様方の活発な御議論、忌憚のない御意見を賜ればと、このように存じます。どうぞ本日もよろしくお願いいたします。

阪口先生も座長をよろしくお願いいたします。

○松崎政策調整担当部長 知事につきましては、公務のため、本日はこちらで退席をさせていただきます。

○小池知事 では、どうぞよろしくお願いいたします。

(小池知事 退室)

○松崎政策調整担当部長 それでは、以降の議事進行につきましては、阪口座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○阪口座長 座長の阪口ですが、それでは、これより私のほうで議事を進行させていただきます。

本日の議事につきましては、次第に沿って進めたいと思います。

まず、事務局より、象牙取引に関する状況の変化と都内象牙事業者へのアンケート結果について御報告をよろしくお願いいたします。

○松崎政策調整担当部長 それでは、事務局から御報告いたします。時間の関係もございませぬので、要点に絞って御説明いたします。

象牙取引に関する状況の変化でございます。今、知事のほうからもお話がございました。皆様御承知のところでございますけれども、本年1月に本有識者会議第1回を開催した後、新型コロナウイルスの影響で社会の状況は大きく変化をしていると。

象牙取引に関することと言えば、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開

催に当たって、そもそも訪日した外国人観光客が象牙製品を海外に持ち出すということが懸念されていたところですが、大会自体が1年延期となっております。

また、政府の入国制限が続いておりまして、訪日外国人が激減をしております。右にグラフをおつけしておりますけれども、10月の時点で申しますと、前年同月比で98.9%減というような状況になっております。

さらに、象牙製品の中で大きな割合を占めると言われている印章に関してですけれども、はんこレスの動きが加速しております。国におきましても、総理が国会における所信表明で、行政の申請などにおける押印は、原則全て廃止する旨を表明されるなど、押印廃止の動きが加速しております。都としては、都政の構造改革の一つとして、はんこレスを強力に推進しているところでございます。

御参考としまして、都のはんこレスの取組について、少し御紹介いたします。

このスライドは、去る11月27日に公表いたしました都政の構造改革レポートver.0からの抜粋でございます。都政のデジタルトランスフォーメーション推進に向け、はんこレスのほか、ペーパーレス、FAXレス、キャッシュレス、タッチレスの5つのレスを徹底することとしております。

はんこレスは「押印廃止」と「デジタル化」により実現していくこととしており、2021年度までに電子決定率の100%達成、慣習的な押印に向けた全規定の改正を行うとともに、都の権限で対応可能な全行政手続のデジタル化に着手するなどして、行政手続、あるいは内部事務のデジタル化を推進してまいります。

次に、アンケート結果について御報告いたします。概要を御報告いたします。

このアンケートは、前回の有識者会議のときに御案内を差し上げたものです。私どものほうで、都内の業者に対して郵送でアンケートを行っております。

アンケートの調査対象は、都内において「種の保存法」に基づき登録をしている事業者で、今年の2月から3月にかけて行っておるものです。1,319事業者に御回答いただきました、有効回答率は54.4%でした。

集計結果の概要です。

まず象牙、あるいはその他製品の取扱いにつきましては、889事業者、全体の約7割が取り扱っているとされておりますけれども、残りの3割の事業者については、国に事業者登録はしておるが、実際には現在は「取り扱っていない」という回答でございました。

次に、うち取り扱っていると回答された889事業者の事業形態と取り扱っている製品の

種別についてです。製造加工あるいは卸売・小売のどちらの事業形態においても、印章が一番多いという割合を占めておりました。両方の事業形態を重複して回答されている事業者もいらっしゃいますけれども、その重複を除いて集計しますと、全体の49.3%、約半数の事業者が印章を取り扱っているという状況でございます。

象牙の在庫量についてです。こちらは、640の事業者から回答をいただきました。この回答においては、製品の割合としては、装身具が一番多くなっております。カットピースあるいは全形を保持した象牙の在庫については、御覧のとおりとなっております。

その下に記載しております象牙製品等の売上げについては、50の事業者が年間売上額が100万円以上となっておりますけれども、6割以上の業者は10万円未満となっております。また、事業全体のうち象牙製品等の売上げについて、16の事業者が50%以上となっている一方、大多数は10%未満となっているところです。

資料の右上でございますけれども、都では、東京の風土と都民生活の中で生まれ、受け継がれてきた伝統工芸品のうち、41品目を東京都伝統工芸品として指定しております。その一つとして江戸象牙が指定されているところですが、その伝統工芸品である象牙製品の取扱いについてのアンケートです。76事業者が取り扱っていると回答されておまして、在庫の数や製品種別、年間売上額等は記載のとおりでございます。

その下の販売方法ですけれども、販売先としては、個人が65.5%を占めております。大部分、3分の2が個人向け。それからインターネット販売については、141の事業者が実施していると答えており、15.9%となっております。

それから、外国人への販売についてです。象牙を取り扱っていると回答された889事業者のうち、121事業者（13.6%）ほどは、外国人向けに販売を行っているというふうに回答をいただいております。販売を行う際の対応について、「海外に持ち出せないことを確認している」、あるいは「購入の目的を確認している」、「パスポートなどで本人確認をしている」などと回答された事業者が78事業者のうち64.5%を占めております。

一方で、「特に国籍を意識したことがない」ですとか、「こちらから確認を行っていない」などと回答された事業者も約3割、36事業者ほどあるようでございます。

アンケート結果の概要は以上です。

本アンケート結果の詳細につきましては、別添の参考資料1として報告書にまとめておりますので、後ほど御覧をいただければと存じます。

事務局からの報告は以上です。

○阪口座長 御報告ありがとうございます。

質疑などにつきましては、引き続き国のQ&Aの紹介及びゲストによるプレゼンテーションを行っていただいた後にまとめて行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、環境省から国の象牙取引に関する考え方などをまとめている象牙Q&Aについて、御説明をお願いいたします。

○環境省笠原課長補佐 環境省の笠原でございます。

本日は、象牙Q&Aに関する説明について御依頼いただきましたので、説明させていただきます。

内容ですけれども、基本文章ベースで書いておまして、今、読んでいただくのもなかなか難しいかなと思いますので、この目次のページを映しながら御説明させていただきます。

この象牙Q&Aですけれども、アフリカゾウの生息状況や日本の象牙の由来、日本における象牙取引のルール等について紹介しながら、象牙利用の考え方を国内、海外に向けてお示しする資料として、日本語版、英訳版をウェブサイトに掲載しております。

今日は時間が限られておりますので、ここでは三つのポイント、ワシントン条約の役割と精神、あと種としてのアフリカゾウ、この二つを踏まえた上での日本の象牙取引の3点に絞ってお話しさせていただきます。

まず、背景的な部分になりますけれども、地球上には数多くの種が存在しており、種の存続を脅かす、減少させる原因については、様々な要因が挙げられております。世界でも日本でも、開発による生息地の減少が一番の要因として挙げられているところです。その他自然遷移の進行や外来生物の影響で、種が減少することがありまして、生息地からの捕獲や採取もその要因の一つに挙げられています。

ワシントン条約は、国際取引が要因となって種の存続を脅かしている場合の国際協力をを行う枠組みです。野生動植物種の国際取引の規制を輸出国と輸入国が協力して実施することで、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図ることを目的としております。

条約の対応として、輸出入に関しては、日本の国内法としては外為法で規制しております。国内に入った後の取引に関して、種の保存法に基づいて規制をしております。ワシ

トン条約による枠組みと国内法に従って、現在日本は象牙市場を有している状態です。

ただいま申し上げたとおり、種の存続と取引の関係を踏まえて、野生動植物の取引のルールが存在しております。

Q&Aの間1にありますけれども、アフリカゾウに関しては、地域ごとに生息状況が異なっており、国際NGOであるIUCNが出しているIUCNレッドリストの評価として、アフリカ中央部とアフリカ東部及び西部の個体群は、絶滅危惧ⅠBと絶滅危惧Ⅱです。他方でアフリカ南部には、アフリカで全体で約41万頭いるアフリカゾウの70%以上が生息しており、この個体群は低懸念種であって、絶滅危惧ではないとされております。

問2では、アフリカゾウの減少要因について、IUCNレッドリストが、違法な狩猟がアフリカゾウの重要な減少要因であることを挙げつつも、最も重要なアフリカゾウが減少している地域の減少している要因は、アフリカ地域の人口増加、それに伴う急速な土地開発に起因するアフリカゾウの生息地の消失と断片化と記載していることを紹介しております。

問4では、ワシントン条約の附属書におけるアフリカゾウの扱いについてお示ししています。アフリカゾウは、個体群によって生息状況が異なることを踏まえて、国際的な商業取引が禁止される附属書Ⅰと国際的な商業取引が可能な附属書Ⅱに分けて掲載されています。

ここで、商業取引に関して、問14を御覧いただきたいと思います。ワシントン条約の締約国会議で採択された決議8.3で、「商業取引が当該種の存続を脅かさない程度に行われた場合に、それが種と生態系の保護及び現地の人々の発展に利益をもたらす可能性があることを認める」ことを紹介しています。

ゾウの保全に成功している南部アフリカ諸国は、自然死個体や駆除個体に由来する象牙の合法的な国際取引によって、ゾウの保全や地域社会の発展のための資金をこれまで獲得してきましたし、今後も獲得することを期待しています。

持続可能な利用を進めながらゾウの保全を進めていくためにも、日本はこのような国々の意思を尊重しているところです。これらの考え方に基づいて、日本は象牙市場を有しております。

Q&Aの間5以降では、日本に現存する象牙の状況や取引規制に関する状況について御説明しています。アフリカゾウに関して懸念材料として提示されることがある密猟違法取引という言葉には、大きく二つの視点が含まれてしまっており、分かりにくくなっている

ように思っております。その視点の一つとしては、生息地で象牙が取られてから輸入するまでの過程、もう一つは日本に輸入された後の象牙の取扱いです。

まず、一つ目の生息地で象牙が取られてから輸入されるまでの過程に注目したQ&Aとして、問5、問6、問7がございます。こちらで、日本に輸入された象牙について、どのように日本に入ってきたかを御説明しています。

現在、日本に存在する象牙は、ワシントン条約での規制が始まる前に輸入されたものと1999年と2009年にワシントン条約の締約国会議で特別に認められて、条約の管理下で輸入されたものであることを記載しています。これらの輸入により過去に相当量の象牙が輸入されておりますので、まだ国内には製品化可能な象牙がございます。

このような状況で、外為法違反をして、リスクを冒して生息地で密猟された象牙を日本に密輸するインセンティブは低いと考えられます。実際、近年、大規模な日本への密輸事件も確認されておられません。

問11でもお示ししておりますが、過去に日本に輸入された在庫を活用して行っている日本の国内の取引が、生息地でのアフリカゾウの密猟や象牙の密輸を助長している事実はないと考えております。

もう一方の視点である日本に輸入された後の象牙の取扱いに着目したQ&Aとして、問8、10、12、13がございます。

問8に記載しておりますが、「種の保存法」において、象牙や象牙製品の取引や販売目的の広告・陳列は原則禁止です。過去に日本に合法に輸入された象牙や象牙製品を国内で取引をするためには、「種の保存法」によるルールに従う必要がございます。また、このルールに違反すると厳しい罰則、最大で個人、罰金500万円、懲役5年、法人ですと1億の対象になります。

具体的には二つのポイントがあり、全形牙を取引するためには、全形牙を登録して、登録票と一緒に取引や広告することが必要であること。もう一つは、象牙製品を商業取引する際には、あらかじめ事業者登録を受ける必要があるということがポイントです。

これまで御説明したとおり、日本に合法に輸入されて、国内に現存している象牙や象牙製品は、国内でもルールにのっとって取引されるように管理しております。国内での象牙取引のルールが遵守されるよう、引き続き取り組んでいくところです。

また、来年のオリンピック・パラリンピックの際に、国外に持ち出されてしまうのではないかと懸念があることは承知しております。ですので、違法に国外に持ち出される

ことのないよう、関係省庁、東京都とも連携して普及啓発を強化していきますし、メディア、NGOの皆様にもぜひ御協力いただきたいと考えております。

最後に、問16を紹介させていただきます。近年のワシントン条約の締約会議では、一部の国から「象牙の国内市場閉鎖」を求める決議案が提出されており、日本は世界から孤立しているのではないかという御懸念があることも承知しております。

締約国会議の結果として、反対多数によって全ての国の象牙の国内市場を閉鎖する決議案を採択されていないことをここでお伝えします。その理由として、合法的な国内市場の存在が、違法取引や密猟に寄与している証拠がないということや、国際取引を規定する条約が国内取引を規制することは、条約のスコープを超えており、また根拠なく各国の内政と所見に干渉する先例になりかねないということが挙げられました。

今回、このQ&Aを御紹介するに当たり、ワシントン条約の役割や種の存続に悪影響を及ぼさない水準での合法的な商業取引による利益が、種の保存や地域の発展に寄与できる認識の決議に立ち返らせていただきました。日本の種の保存法の真の目的は、現世や将来のアフリカゾウの保全であり、南部アフリカ諸国のように商業取引という手法を採用してゾウの保全に取り組んできた国々においては、ゾウの生息数が安定しているという状況を踏まえながら、国際社会として何ができるのかを考えて対処してまいります。

以上になります。ありがとうございます。

○阪口座長 ありがとうございます。

次に、岩井准教授からアフリカゾウ獣害問題から考える象牙取引について、プレゼンテーションをいただきたいと思います。

岩井先生、よろしく願いいたします。

○岩井准教授 では、早稲田大学の岩井です。今日は、会議での発表の場をいただき、どうもありがとうございます。

事前に提出した資料からちょっと修正している部分もありますが、こちらの画面のほうに修正したバージョンを表示していきたいと思います。

では、私のほうからは、アフリカゾウによる獣害問題が起こっている地域で長年調査した経験に基づいて、まず、本日お伝えしたいことをまとめました。

アフリカゾウ生息国の中でもゾウの保護に成功している地域では、ゾウ獣害問題が現在

発生しています。その対策の一つとして、個体数調整は必要とされています。その場合に発生した象牙を有効活用とすることは、生息国にとっては必然と考えられている。この点を具体的にお伝えしていきたいと思います。

まず、自己紹介させていただきます。私は、1996年から今日事例で御紹介するタンザニアのセレンゲティ国立公園周辺の村落で調査・研究活動を実施してきました。1996年当時は、ゾウはほとんど見ることはありませんでした。村の人たちは、ゾウなんて見たことない、もう幻の動物だという状況でした。それが2000年代に入ってから、徐々にゾウが畑を襲う事件が発生するようになって、そして、現在では、もう毎晩のように何十頭ものゾウが村に押し寄せる。村の人たちは、寝る間もなくゾウを追い払わなければ生活が成り立たない、そういう状況になってしまっています。

また、私は、近年では、日本での獣害対策にも関わっていきまして、狩猟免許を取得して害獣の駆除に関わることもしています。

では、アフリカゾウ獣害問題の状況です。世界のゾウが生息する地域でゾウによる人身被害が起こっています。インドやスリランカでは数百人単位、タンザニアでは、データが10年ほど前のものしかなかったんですけども、年間四、五十人の人が殺されているというデータがあり、現在ではさらに増えているのではないかと考えられます。

今日、事例として紹介するのは、タンザニアのセレンゲティ国立公園です。ここは、四国と同じぐらいの面積を持つ広大な国立公園で、ゾウの生息数は、2014年で7,500頭と推定されています。

私が調査しているのは、このセレンゲティ国立公園に隣接するセレンゲティ県という自治体で、この自治体では、保護区に隣接する村のほぼ全てでゾウ被害が発生していて、県の面積のほぼ3分の1で被害が発生しているという状態になっています。

セレンゲティのゾウの個体数は、ワシントン条約で象牙取引が禁止されて以降、順調に増えていて、現在の数まで増えている状態です。

では、ここでは、動画でゾウが村に入って畑を襲うというのがどういう状況かをお見せしたいと思います。動画の中で、4頭のゾウがもう村の中に入っている、そしてゾウの上のほうに20人ぐらいの人たちが右往左往しながらゾウを追い払おうとしているという動画になります。

(動画再生)

○岩井准教授 次の動画は、同じ場面ですが、角度を変えて、ゾウが茂みの向こうを歩いていくのを何とか保護区のほうへ帰そうとしている村人の様子です。どんなものを持っているか、いないかという点を見ていただければと思います。

(動画再生)

○岩井准教授 このように、村の人たちは、道具らしい道具もない状態でゾウと戦わなければならない状況になっています。といいますのも、銃は高くて所持することができない。弓矢は持っているんですけど、弓矢でゾウを傷つけるようなことをすれば、逆に密猟者だということで、住民は逮捕されてしまう環境になっています。そこで、あのように入声や口笛といった音を出す方法でしかゾウを威嚇することができていません。大変危険な状態に村人は晒されています。

そして、さらに、このミセケ村という一つの村でゾウがどれほど来るかというのを調べた記録がここにあります。年間134日ゾウが村に襲いに来る。村の人の感覚からすれば、ほぼ毎日ゾウが来る、安心して眠れる日なんてない。さらに驚くべきはその数です。100頭以上ものゾウが村に押し寄せることもしばしばあります。ゾウという巨大な動物ですから、1頭村に來ただけでもいつ死人が出るか分からない危険な動物です。それが100頭もの群れで来る。近づいただけでも、もう危険な状態になるわけですけども、でもそれを放置すれば、自分たちの生活が成り立たなくなってしまうということで、村の人たちも命をかけて追い払っている状況です。

ゾウによる被害は、見える、分かりやすい被害としては、農作物被害と人身被害があります。半年間かけて育ててきた作物が一夜にして食い荒らされてしまう。ここの地域の住民は90%以上が農民です。さらには、ゾウは家の前まで平然とやってくるようになってきていて、それによってゾウに襲われて死亡する事故も起こっています。去年は、セレンゲティ県内で7名の死者が出ていて、これは過去最悪の数字になっています。

私も去年、被害者の葬儀に参列させてもらいました。19歳の青年でした。彼の母は、突然息子を失い、その悲しみは耐え難いものでした。親族の女性たちと家の中に籠って泣いており、最後の別れに出てくることすらできませんでした。彼の中学校の同級生50人も参列していましたが、皆、涙に暮れていました。

一人の人間が亡くなることの影響は、その地域の人口が一人減るというだけで済むものではありません。村の人たちは、日常的な行動を制限されて、自由に動くことができなくなり、村の中や自宅付近の日常圏でさえ、常に恐怖と緊張を感じながら生活しなければならない、そういう状況になっています。

数字的に見ますと、セレンゲティ県で30の村が被害に遭っている。ここの人口が8万人ほどになります。さらに、こういった県が、セレンゲティだけではなく、タンザニアの中には10県以上はあると思いますので、数十万人という単位の人たちが日々ゾウの被害におびえながら暮らさなければならない、そういう状況が生まれています。

では、なぜこのようなゾウ獣害問題が起こるのか。大きくは人慣れという問題が挙げられます。これは、日本の獣害問題でも指摘されていることですが、野生動物は、人間が怖くなればよりおいしい餌を求めて畑にやってきます。つまり、本来の野生動物との共生というのは、互いを恐れ合って、人間とは棲み分けるといふことが必要になりますが、それが現状ではできていないということになります。

タンザニア政府による対策も実施されていますが、これらはほとんど効果を上げていない状況です。そこで、村の人たちは、自分のたちの力で命がけの追い払いをするしかありません。

私がずっと通っているミセケ村というところの村人たちは、爆竹器という道具を開発しました。これは、ヘッドの部分に火薬を詰めて、バンと鳴らすと銃声のようなズドンというものすごい大きな音がする道具です。これは、火薬を入手するのも難しいので、マッチ棒の先端についている火薬をこそぎ取って、毎晩毎晩集める作業もしています。

次は、動画なんですけど、その爆竹器を使ってゾウを追い払っている様子です。50頭の群れが村に入ってきていて、下のほうで見えないんですけど、20人ほどの村人が群れを取り囲むように展開していて、リーダーの人が爆竹器を鳴らして、ゾウを追い払うという作戦を展開していきます。

(動画再生)

○岩井准教授 このような形でのゾウの追い払いが、毎晩毎晩繰り返されています。この映像では、明るい時間帯じゃないと映像に映せないの、明るい状態だったんですけども、実際のゾウの襲撃というのは95%が夜に起こっています。ですので、村人もゾウをよ

く見ることはできません。とはいえ、なるべく近づいて、この爆竹器の音を効果的に使いたいということで、近づく努力もするんですけれども、時にはゾウと近づき過ぎてしまって逆に襲われそうになります。そういうときには、もう全速力で逃げなければならず、そのときに転んだり、けがをしたり、ひどいときには骨折してしまうというような負傷を負うということもあります。もう日々満身創痍、寝る暇もなく、ゾウと戦わなければならない、そういう生活が続いています。

ただ、このように追い払いをすることによって、見えやすい被害である農作物被害や人身被害は、このミセケ村では減らすことができている。しかし、追い払いを継続することによって「見えない被害」の蓄積というものが起こっています。追い払いメンバーは、健康を低下させ、生命を脅かされています。さらに家族は、恐怖や不安などの精神的苦痛を与えられています。さらに装備のための経済的負担も負わされています。そして、この機会費用というのが一番下にありますが、これも大きくて、本来であれば、畑を拡大するであるとか、何かビジネスを始めるであるとか、生活を向上させるための活動をもっとしていきたいのに、この追い払い活動に時間や労力を取られてしまっている。それによって、生活の発展を後回しにせざるを得ないということで、到底持続可能な状況とは言えません。

では、このような状況をどのように今後打開していけるのか。日本の獣害対策から学ぶ点は多いと考えています。

日本は、現在、獣害先進国とも呼べるような獣害問題に悩まされており、様々な対策が行われています。そのときに重要な考え方として、産業動物と野生動物を区別して考えるという考え方があります。

産業動物は、人に慣れさせて、人を襲わない。動物園のゾウはその産業動物になります。ただし、野生動物の場合は、全く逆で人を恐れさせて、近寄せない。そして棲み分けることによって共存が可能になるという形が必要になります。

また、日本の獣害対策では、三つの対策を総合的に行うことが必要であるとして実施されています。住民と行政の連携も重要であるとされています。

これをタンザニアのゾウと比較して考えますと、住民が「農地への接近対策」を必死になって行っています。また、「生息地の管理」も、タンザニアでは政府が国立公園を管理することによってなされています。しかし、この3番目の「個体数管理」は、実施しないという方向で、バランスを欠いたゾウ害対策になっていると言えます。

では、これが続くとうどうなるのかというのを南アフリカの事例で紹介します。南アフリ

カのクルーガー国立公園は、セレンゲティよりも少し大きい1.3倍ほどの国立公園で、1万7,000頭のゾウが生息しています。かなり早い段階から電気柵を設置して、ゾウ獣害問題を防ぐことをしていて、ほとんど被害は出ていません。

このような頑丈な柵が作られています。それでもゾウが壊してきたり、洪水によって流されてしまったり、常に修理が必要で、草刈りも必要です。維持には大変なコストがかかります。また、フェンス内のゾウ個体数が増加して、それによって植生が劣化するという状況も生まれています。

クルーガーは、1994年までは個体数調整をしていて、8,000頭前後の個概数で安定していました。しかし、世界的な批判を受けて個体数調整をやめて、現在では、その後20年間の間で2倍の数に増えている。それによって植生が劣化しているという状況です。

このような事例から、タンザニアの今後を展望しますと、柵の設置によってゾウ被害をなくすことは可能なだろうと考えます。しかし、それによって、国立公園内の植生が荒廃することも恐らく起こってくると思います。

そうすると、やはりどこかの段階では、個体数調整は必要となってくると考えられます。そして、そのときには、象牙を有効活用するという選択肢も必要なのではないでしょうか。

最後のスライドになりますが、セレンゲティで電気柵に設置費用がどれほどかかるのかをちょっと試算してみました。その結果、建設に1億5,000万円、あるいは年間数千万円の維持費がかかるであろうということが見込まれます。

その一方で、タンザニアでは、500万円あれば学校や診療所を建てることができる。被害に遭っている村落では、中学校も診療所も十分ではありませんし、そもそも水、電気、道路などがない状況で、インフラも未整備です。そんな中で、ゾウを生かすための電気柵の設置にこれだけの費用をかけるのか、ということに対して、住民の納得ができるのか甚だ疑問になります。

このような背景から、南部アフリカ諸国では、個体数調整によるゾウの獣害対策、さらには、象牙の持続的な利用が望まれている状況があります。

最後に、私からの象牙取引への示唆として、3点上げさせていただきます。アフリカゾウをまとめて扱うことに大きな問題があるのではないかと考えます。ゾウが過剰な地域からの象牙が追跡できるような技術や制度の開発、それこそが技術力を誇る日本だからこそできることなのではないでしょうか。そのような形で、日本には合法的な象牙取引を継続して、生息国を支援していくという連携が期待されていると考えます。

以上です。

○阪口座長 岩井先生、ありがとうございました。元の席にお戻りください。

では、ここで一度質疑の時間を取らせていただきたいと思います。

これまでの事務局報告、環境省の説明、岩井先生のプレゼンテーションに関しまして、御質問などがありましたら、挙手をさせていただきますようお願いいたします。

では、松田先生、お願いいたします。

○松田委員 ありがとうございます。

最初の象牙のはんこのお話について、ちょっと質問させていただきたいんですけども、多分象牙がよく使われるのは、銀行印、実印だと思うんですね。銀行印は、ひょっとしたら減るんじゃないかと私も思います。この実印という制度自身をやめようという動きがあるのでしょうか。

○松崎政策調整担当部長 実印は、法律上国の制度になっておりますので、今、東京都のほうで、そこをどうという議論は、直接はしておりません。

ただ、新聞の報道等を見ると、実印制度というのは、少なくとも当面は残るというふうに認識はしております。こちらのコメントでいいかどうか分かりませんが、国のほうは、あくまで押印と、それから印鑑、その存在そのものということは、一応分けて考えているということです。あくまで押印をできるだけ少なくしたいという認識であるというふうに認識はしております。

○松田委員 要するに、はんこをなくすという話と象牙がどう関係するのかよく分からないんですけど。

○松崎政策調整担当部長 象牙利用の中で印鑑が占める割合が高いと。これは、今回アンケートでも、一定程度言えると思うんですけども。ですから、別に、象牙の利用をなくすために、私どもは印鑑を使用、ましてや所持などをなくそうと思っているわけでは全くないです。ただ、結果として印鑑の利用が、認め印を含めてですね、が減れば、象牙の需要にも影響があるのではないかと考えられるということです。

○松田委員 すみません。認め印が減ったら、象牙の利用が減るということですか。

○松崎政策調整担当部長 それは分かりません。

○阪口座長 ほかに御質問がある方、いらっしゃいますでしょうか、オンラインの方も。
では、井田委員、お願いいたします。

○井田委員 はい。ありがとうございます。

岩井先生にちょっとお伺いしたいんですが、まあ数が増えても、獣害も結構コントロールしているというところはある、私も幾つかそういうところを取材したことはあるんですが、先生の経験から、比較的成本エフェクティブな獣害管理、数が増える中で獣害管理ができていてというところは御覧になっているのでしょうか。もし御覧になっていたら、うまくいっているのとうまくいっていないものとの差は何かというような御知見をお持ちだったら伺いたいというのが一つ。

あと、すみません。環境省の方、オブザーバーなのでお答えいただけるかどうか分からないんですけども、ワンオフ・セールで一旦お金が現地のコンサベーションに役立っているという証拠というか根拠というのが、あまりこのQ&Aの中に出てこないんですが、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○阪口座長 では、最初に岩井先生、よろしくお願いいたします。

○岩井准教授 獣害対策が比較的うまくいっている例ということなんですけれど、タンザニアの中ではまだ見たことがありません。先ほども紹介した南アフリカのクルーガー国立公園は、実際に行きました。そこで成功しているのは、やはり柵をしっかりとメンテナンスする資金力、体制が整っていることが大きいと思います。

○井田委員 ありがとうございます。

○阪口座長 では、環境省、よろしくお願いいたします。

○環境省笠原課長補佐 ありがとうございます。

ワンオフ・セールの際に、購入した象牙の利用用途については、ワシントン条約の常設委員会の報告書としてウェブサイトにも掲載されておりますので、今後、このQ&Aをリバイスするときには、掲載させていただくようにいたします。

○阪口座長 ありがとうございます。

ほかに質問ある方、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、西野委員、お願いします。

○西野委員 ありがとうございます。岩井先生に少しお伺いできればと思います。貴重な現地の情報をいただきまして、大変ありがとうございます。勉強になりました。

確かに、住民の方の深刻な問題というのは、私たちも真摯に見ているところにはなるんですけども、現地をよく御存じの先生から見て、例えば象牙を利用しない以外で現地の方たちが生計をほかの方法で、獣害被害はもちろん別な問題としてあると思うんですけども、生計を立てる手段として、ほかに何か可能性のあるものとか御存じのものがありましたら、ぜひ教えていただきたいと思います。

○岩井准教授 正確に言いますと、象牙を販売したとしても、その収入は国に入ってくるので、それがその後どのように使われるかは、国のガバナンスの問題になってきます。それが住民のところまでどんな形で届くのかは、よくわかりません。あるいは届かない可能性もあると考えられます。

住民の生計で重要なのは、やはり農民ですので、農業が継続できるということが非常に重要です。その点が今、ゾウによって阻まれている。住民の願いは、農業をしっかり継続したい、その点になります。

○阪口座長 ありがとうございます。

では、時間の関係もございますので、ほかに何か御質問等がありましたら、最後の意見交換。

○北村委員 北村から質問があります。よろしゅうございますでしょうか。

○阪口座長 北村先生、御質問。では、これを今、最後の御質問とさせていただきたいと思えます。

○北村委員 失礼いたしました。北村です。

環境省の方に、笠原さんに質問がございます。日本から持ち出された象牙製品が、外国で入国時に摘発されたという実情についての把握はなさっているのかどうかということがございます。例えば日本から持ち出されて、中国に入国するときに、先方の税関等でそれが摘発されたというような件数ですね、これがどうかという点でございます。

2点目が、今の種の保存法の下では、具体的に都道府県に権限を認めているわけではありません。国だけの力でそういうことができるとお考えなのか、大臣も協力ということをおっしゃっているようですが、この権限についてどのようにお考えになっているのか。この2点を御質問いたします。

○環境省笠原課長補佐 ありがとうございます。

1点目については、ワシントン条約で件数を報告する制度がありまして、そこに登録されておりますので把握しております。

2点目については、この場で申し上げるのをちょっとできかねることなので、そのような論点があることを把握して持ち帰りたいと思えます。よろしく申し上げます。

○阪口座長 ありがとうございます。

では、ほかに何か御質問のある場合は、最後の意見交換の時間をお願いしたいと思います。

では、時間の関係もありますので、次に、委員からのプレゼンテーションに移りたいと思えます。

まず、西野委員、よろしく願いいたします。

○西野委員 ありがとうございます。本日は、発表のお時間をいただきましてありがとうございます。私は、野生生物の取引の調査を中心にしたところから政策提言などをさせて

いただいています、NGO TRAFFIC西野と申します。

私は、本日、国内の象牙市場の状況を、最新の状況をお伝えしたく思いまして、TRAFFICで今年の夏にオンラインを中心に象牙の取引調査を実施いたしました結果を中心に御紹介させていただきたいと思っております。

簡単に、まずおさらい的な、皆さんもう既に御存じのところかと思っておりますが、アフリカゾウと象牙の取引を取り巻くところを少しおさらいで簡単に御紹介した後に、調査を中心に市場の状況というのをお伝えして、あとは、国際動向というところで、日本以外の国がどのような政策を取っているかなどというところを御紹介できればと思っております。

まず、こちら、左にあります地図が簡単な概況になりますが、世界の深刻な犯罪というところの規模というのを示している図になります。その中で、野生生物の違法取引というのも、深刻なもう犯罪の一つというふうに国際的には考えられておまして、野生生物、特に野生から捕獲するというところで、あまり資金もかからずというところに、高値で売れるというところで、ローリスクハイリターンと言われておまして、年間日本円にすると2兆円規模の違法取引が横行しているというふうに言われています。

そして、右側の上の図のほうは、こうした野生生物の違法取引の金額ベースで、製品、どのような割合で製品としては多いのかというところを示している図になりまして、ゾウ関連の製品の違法な取引というのは、金額ベースで2番目に大きな割合を占めているというところになります。

そして、下の図になりますが、こちらは、第1回目に東京都のほうでも御紹介があった同じワシントン条約の中で見ているゾウの密猟の割合というところで、数値をグラフ化しているものの最新のものになりますが、この一番上の線が、ゾウの死体を調査したところで密猟由来だったといわれるもので、一番下のほうでは、自然死だったと判断されたものというところで、割合が半数以上、半分以上の割合で密猟由来だというふうに推定されるというグラフになっております。2011年のピーク以降は、確かに減少傾向にはあるんですけども、引き続き、こちら、見えづらくて申し訳ありません。2018年が最新の記録だったと思っておりますが、減少傾向にはあるものの、まだまだ半数、割合的には高いということが言えるかと思っております。こうしたアフリカゾウの密猟の目的のやはり第1が象牙目的というふうになっております。

先ほども申し上げたように、減少傾向にはあるとはいっても、こちら左側の写真は、最新の事例で、こちら2020年、今年の10月に起きた、アフリカで起きた象牙の押収事例に

なります。カメルーンで押収されたものになりますが、こちらは、ガボンから到着したトラックの中に積まれていた626キロの象牙が押収されたという事例になります。こうした摘発というのは、執行努力とか取締り強化によって上がるものにはなるので、こうしたアフリカの生息国でも取締りが強化されているという証拠の一つにもなるんですけども、こうして引き続きまだやまない取引があるというのは、大変大きな懸念が続いているというところになるかと思っております。

そして、下の右側の写真になりますが、これは2019年の事例で、こちらは何と8.8トンの象牙が押収されたという大規模なものになります。最近はあまり聞かないんですけども、2019年の傾向としましては、このときもセンザンコウという、今、世界で最も密猟されている哺乳類と言われている動物のウロコが大変こちらにも憂慮される密猟の問題なんですけれども、こうしたものとの組合せの大規模な違法事例が起きているという、大きな組織的な犯罪が絡んでいるというようなことも言われている、大変憂慮すべき問題というところで御紹介になります。

また、こちらの下の方は、シンガポールで押収されているものなんですけど、こうした今、中継国と言われているシンガポールやマレーシア、ベトナムというところでの事例も大変増えているというところになります。

こうした背景、そうですね、もう一つ、すみません。日本が関わるところの違法取引というところで、先ほど環境省の御発表の中にもありましたように、日本に現在起きている密猟由来の象牙が違法に入ってきているというような事実は確認されておりませんので、その認識は私たちも変わらないんですけども、一方で、日本にはたくさん在庫がございます。環境省の方もおっしゃっていたように、過去に合法的に輸入をしたものが、日本にはまだたくさん在庫として残っている。その在庫が日本から違法に海外に出ていってしまったという事実が確認されているので、これは非常に問題であるというふうに言えるかと思えます。

こちらのお示ししているデータは、ワシントン条約の下、集積されているデータベースからのものになりますが、少し前のものになりますが、2011年から16年の6年間の間に、日本由来だったと言われる象牙の摘発の中の量が合計で2.4トン以上あるというのは、非常にそれなりに大きなボリュームを占めたというふうに言えるかと思えます。

一方で、日本への違法輸入は、確かに、こちらで見ると43キロちょっとというところで、少ないんですけども、やはりそうした事例というのが、摘発、取締りの実行の割合とか

にもよりますので、同じ期間で、イギリス、ドイツ、フランスなどのヨーロッパで、象牙の生息国ではない国での押収件数というのが、それぞれ400件以上であったり、200件以上であったりというのに比べると、摘発率自体も低いものというふうに見ることもできるといふふうに考えております。

それから、今お見せしたのは、少し前のデータになるんですけども、今回、私たちのほうで最新のものを少し入手したというところでお示ししているのが、2019年1年間の象牙の押収事例のデータを分析したものになるんですが、こちらは、中国、香港、カンボジア、ベトナム、ラオス、タイが関わる事例の中で、取引ルートというのを示したのが地図になっております。少し見づらいんですけども、この線の太さが押収件数のボリュームに比例しておりまして、この380件のうち、日本と中国間の取引というのが36件あったといふふうに確認がされておりまして、これは、ほかのルートの押収事例の件数の割合で比べると、日本と中国間という押収件数の割合が一番高かったといふふうに結果が確認されております。

少し写真が小さくて恐縮なんですけど、左下に写真をお示ししているのが、押収事例の一事例で、2020年6月に広東省の税関で押収されたもので、これは、日本の掛け軸の軸先が象牙というのが、大変今、押収事例の中でも多いんですけども、なので、1件の押収事件のボリューム、量というのは、非常に小さなものにはなるんですけども、こうした事例がたくさんあるというのは、非常に憂慮すべきところになりまして、また、中国側、取締りを大変努力しているというところもありまして、右下に小さく写している写真がラマン装置というものだそうで、物質の分子構造を検出するための装置でして、こういった簡易的な、一時的に税関の現場のところでこういった機械も利用しながら、こうした小さなものでも発見をするということがされているという事例になります。

こうした状況がある中で、日本の国内の市場がどういった状況なのかというところをここから御紹介になりますが、TRAFFIC、私たちのほうで市場の調査というのを実施しております結果から御紹介いたします。

こちら、少し前のものになりますが、2017年と18年に国内の実店舗だったり骨董市などを回って、インタビュー調査ということを実施した中で、販売者の方に「象牙を日本の国外に持ち出してもいいですか」というような御質問した際の回答というところで、「持ち出しても構わない」という内容の回答をされた方が、2017年時には73%、調査した中の数での割合にはなりますが、73%。そして、2018年は少し減少しているんですけども、ま

だまだ60%ということで、高い割合でそういう認識をされている販売者の方がいるというのを確認しております。

そして、写真でお見せしているものは、国内のこうした日本人の好みではないような、外国人が好むようなデザインの製品を売っているお店というのでも確認しております。

こうした中で、もう一つのオンラインの特に取引の中で、C t o Cといわれる個人間の取引というのが近年活発にしていると思うんですけども、こちらはリユースだったりリサイクルという観点からいうと、とてもサステナブルな利用とも言えるんですけども、一方で匿名性が高いという特徴から、様々な象牙以外でもリスクがあるというところで調査をしたところになります。

こうしたリスクを、懸念をお持ちの企業の方、eコマース企業の方が、独自に企業ごとに自主的に規制強化というのを導入されていまして、こちら、お示ししている写真は、プラットフォーム側で象牙の取引を禁止された後に確認したものになるんですけども、象牙風とか象牙調といったような、象牙というふうには出品していないものなんですけれども、商品の説明の中で象牙というふうには、本物ですというふうには明かしていたりですとか、私たちのほうで隠れ広告などというふうには呼んでいるんですけども、こうした裏をかいぐるような取引というのでも一部確認しているというところになります。

さらに、こうした懸念を私たちは企業の方にもお話しさせていただいたところで、特に国内のオンラインでの取引の象牙量がとても多かったヤフオクとヤフーショッピングという、ヤフー株式会社さんが運営されるプラットフォームでも、2019年、昨年11月に象牙取引が禁止ということになりましたので、その後の動向を調べた今年最新の2020年夏に実施した調査の結果になっております。こうした企業の方の自主的な措置によって、こちら、それぞれ象牙を販売していた店舗数というのを、上の図で2018年と2020年次で比べたものになるんですけども、劇的にそうした販売量というものの削減というのを、企業の方の努力によって削減した、これは象牙の販売機会が減っているというところで、市場の縮小に貢献したというふうには言えるかと思っています。

下の図は、上はB t o Cの取引、下はヤフオク、オークションのほうで、こちらでも大幅な削減というものを確認しております。

ただ、引き続き、前回の調査のように、隠れ広告というのでも一部散見されたように、こちらは一つ一つの広告の中身を本当に詳細に調べないと発見ができないものであったり、あとは、画像の質が悪かったりして判断ができないものというのでも、そのほかたくさんあ

りましたので、企業の方が大変努力をされている中でも、どうしても課題が残っているという状況が確認できたというところも課題になっております。

そのほか、象牙の販売をされていた事業者の方の法令遵守状況というのも確認をしまして、事業者の方におかれましては、取扱事業者としての登録と、さらに、その事業者としての情報の提示というのを、オンラインの取引の広告上に示さなければいけないことになっているんですけども、それぞれ販売店舗数は少なかったんですけども、遵守状況というのは半分以上の方が遵守できていない状況というところになっておりまして、こちらに関しましては、管轄されています経産省の方にお知らせしたところにはなっております。

そのほかで、今回、実店舗の調査というのが新型コロナウイルスの影響でなかなか難しかったというところがあるんですが、オンライン以外の取引の状況というのを少し見ていきたいというところで、オークションハウスでの取引を確認したものが下の図でお示しているものになりまして、少し見づらんですが、2011年11月にヤフオクでの象牙取引禁止措置が実施された以降に、販売、出品数や落札数というのが増加している、若干ですけども増加傾向にあるというふうにも見てとれるというのと、全形象牙の出品も安定してといいますか、変わらずに残っているというところで、国内に残る市場がまだあるというところ、活発な取引があるというところを今後も動向に注力する必要があるというふうに見ております。

そのほか、やはりアジアの国々では、SNSに象牙の取引が移行して活発になっているという傾向も示されているんですけども、今回、私どもの調査では、そういったところは見られていないというところも、一つ注意が必要だというふうに考えております。

そうした日本の状況のほかに、もう一つ御紹介したいのが中国の施策というところで、中国は2017年12月末でもう取引が禁止になっておりまして、現在も国内での取引ができない状況になっているんですけども、やはり市場がなくなったことと需要がなくなるということはイコールではないので、中国のほうでは、やはり取締りの強化であったり、あとは象牙の彫刻師の方の次の活動の場の推奨なんていうところにも政策として取り入れている、もう一つに、需要削減というところにも大変力を入れているというところになります。

そうした中で、消費者意識調査というのを実施している結果になります。こちらでお示しているのは、象牙禁止措置を知った上でも、まだ象牙の購入意向を示されているという消費者が調査対象の14%いたというところで注意が必要というところと、やはり近隣諸国に、ベトナムだったり、ミャンマー、ラオスに取引が移行している、市場が拡大してい

る傾向が示されたというところになります。

もう一つの懸念が、中国の旅行者の方が旅先で象牙を購入している傾向が見られたというところで、昨年は旅行者に特化した意識調査を実施しております。こちらの結果、もう簡単に御説明になりますが、カンボジア、ラオス、日本、香港、ミャンマー、タイ、ベトナムへの旅行、渡航経験について聞いた中で、日本に行った際に象牙を購入することを検討していると答えた方が全体の11%いたというところで、憂慮していきいたいというふうに見ております。

さらに、日本に渡航した方に特化して聞いた中では、渡航中に象牙を買った、まあ、これは可能性があるという推定値になるんですが、こちらですね、12%いた。すみません、右の下の調査結果になります。日本での旅行中に象牙を購入することを検討した、購入を実際にした可能性がある方というのが12%いたというところで、この先、今の状況ですと、なかなか旅行者の方、来ることができないんですけれども、こうした状況が回復した際には注意が必要だというところで御紹介になります。

こちらもざっとの御紹介になりますが、こうした中で、ほかの国々がどのようなことを政策として取り入れているかというところで、既に法改正をした国もありますが、まだ法改正を実施してない国もあるんですけれども、私が御紹介したいのは、それぞれこうした国際状況を鑑みて、アフリカゾウの状況を鑑みて、政策の発表、宣言、こうして取引の規制を強化していくということを国として表明をしている、ここがとても重要なのではないかとこのところで御紹介になりますので、後ほど中身を見ていただければと思います。

そのほかには、民間セクターの取組というのも進んでいて、今後は官民での連携が非常に重要だということもお示ししているもので、象牙に限らないんですけれども、運輸業界や金融業界といったところで、野生生物の違法取引撲滅に向けた取組というのが進んでいるというところで御紹介になります。

そのほかですと、アメリカは州法で象牙の取引が禁止になっているんですが、州内の取引というのが州ごとにやはり規制が変わってくるんですけれども、州によって独自に取引規制を原則禁止として政策を取り入れている州があるというところで、東京都とその自治体というところで体制が大分違いますけれども、御参考になればというところで御紹介になります。

少し時間が過ぎてしまって申し訳ありませんが、私どもが調査したんですけれども、やはり、ごく一部の側面でしかないので、まずは国内の象牙市場というものの実態の把握が

重要なのではないかというところで、今後、皆さんと一緒に協議して、どういったことができるのかというのを考えていけたらというふうに思っております。

あとは、やはり実際に象牙の取扱いに携わっていらっしゃる事業者の方の声、あとは、消費者の方の意向、最初に都のほうでも御説明があったように、社会状況の変化というところも考えつつ、見据えた指針等、政策のやはり方向性というのを決めていくというのが、とても重要だというふうに考えております。

駆け足になりましたが、こちらで終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○阪口座長 西野委員、ありがとうございました。

質疑などにつきましては、次の松田先生のプレゼンテーションの後にまとめて行いたいと思います。大分、時間が押している関係上、松田先生、恐れ入りますが、できる限り簡潔にお願いできれば幸いです。

では、よろしく願いいたします。

○松田委員 松田です。発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

いつも時間が押していて、松田の発言を削減すると、いつも漁獲枠をほかの人の乱獲で減らされるという思いをしているところであります。

先ほどの岩井さんの話にもありましたけど、30年前、その辺では、そういうゾウも日本の熊もすごく減っていたと、だから、それは当然保護すべきだということだったんです。今はむしろ増えているのですね。増えて困って、むしろ人とのあつれきが多くなって問題になっていると。これ、発想を変えなきゃいけないです。それができているかできていないかが大きな問題だというふうに私は思います。

補足資料をこのように挙げさせていただきました。これはネット上にも多分公開していただけるんだろうと思います。

この委員会で最初から申し上げているように、私は取引自体は維持すべきだという、これは多分、TRAFFICさんとはちょっと違いましたね。でも、それは対等の立場で議論するというのは本当はいいと思うんですけども、そうはなっていないというふうにあからさまに言われたんですね。これは非常に遺憾です。それはほかの委員の方も、多分、意見は違っても、対等に議論すべきだというふうに思っただけだと僕は信じています。これは非常に遺憾です。辺野古のときもそうでしたけどもね。

ワシントン条約での決定に関しまして、これは阪口座長の本から引用させていただきましたが、科学的な知識に基づいて附属書Ⅱに据え置くとか、持続的利用にも配慮したようなやり方が本来は維持されるべきところであったんだけど、取引反対派が自国の利益を最大化させる戦略を取って、専門家の勧告などが広範に無視されてしまったという経緯があります。

先ほどからの環境省の説明にもありましたように、密猟は2011年がピークであったということで減っていると。ただし、ゼロではないというのはおっしゃるとおりであろうというふうに思うところです。

先ほどのTRAFFICさんの話にもありましたけど、2019年、もう市場閉鎖した後で日本から中国に行っていると。つまり、市場閉鎖そのものが答えになるかどうかということも本当は議論すべきだということですね。

アフリカゾウの生息状況は、こんなふうに非常にむしろ増え過ぎてあつれきが多いところと、確かに減っているところがあります。これは日本国内の熊もそうです。四国では絶滅寸前であるけど、北海道では増え過ぎて困っている。こういうのを一律に扱うということ自体が、これはよろしくないというふうに思います。

先ほどの岩井さんの話にもあったんですが、地元民にとってゾウというのはむしろ害獣なんだということです。これは私、例えば、日本のトドに関してですが、トドと漁業の共存ということを常に私は申し上げているんですけど、やっぱり、漁民は言うわけですね、トドと漁業とどっちが大事なんだと。それで、トドと答えたらもう話は進みません。そうではなくて、やはりあくまでも共存であると、漁業者も大事だと、その視点が大事であると。つまり、アフリカの方々を見るとき、ゾウだけ見てはいけないということです。

確かに、例えばタンザニアの例ですと、先ほどの話にもありましたように、人口の2倍、GDPだと5倍に増えています。大体、その10倍に人間の数も増えているというふうに思うべきです。当然、その分だけ野生動物のあつれきが増えるのは、これは仕方がないことであると。途上国に発展を止めろということはできません。タンザニアのアフリカゾウが本当に絶滅危惧であれば、もちろんそれは保護すべきです。今、当面はそういう状態ではないということです。

例えば、これは2019年の論文です。Nature Communicationsに載った論文ですけれども、象牙の取引を抑制するための国際的介入が実施されていると。しかし、取引を抑制すること自身の有効性は明らかではないと。

最近少しよくなったのは、中国など主要市場での象牙の需要が減少したことに関連すると。一言もこの論文の中に、日本の市場が維持されていることが悪いことなんてどこにも書いてないわけです。

そこでもう一つ書いてあるのは、中国市場を閉鎖すると今度は東南アジアですね、そういう国へ行くことが懸念されていると。むしろ、象牙貿易の禁止や象牙押収は象牙の価格上昇を引き起こすと、密猟誘因をむしろ増やすかもしれないとまで言っているんですね。そこの分析をぜひ考えていただきたいと思います。

ワシントン条約に載っているから違法だという話がありますが、例えば、タイセイヨウクロマグロですね。これ実はもう少しで附属書に載るところでした。日本がそれを阻止したとって、そのときは物すごく日本に対する批判がありました。非難がありました。

しかし、それがたった4年後には、同種の資源は史上空前の高水準みたいな分析になって、今では多分、資源管理の成功例であるということは、その当時、附属書に載せろと言った人たちも認めていると思います。そういう意味では、象牙は載っちゃったほうであると。マグロはそうでないと。これで大きく違ってしまっているという状況があります。

先ほど岩井さんの話にもありましたけど、むしろ、野生動物の有効利用を図るというのは、別に日本だけのことじゃありません。例えば、北海道のエゾシカを利用する。どうやったらいいかというときは、ヨーロッパに学びに行ってヨーロッパのやり方を取ることです。もちろん、シカを食べるかどうかは人間の価値観であると。食べたくないという人も当然いてしかるべきだと思います。ただ、そういう多様性を維持すると。つまり、価値観の多様性を維持するということも非常に重要なことであると。これは生物多様性より、むしろ私は重要だと思います。

例えば、ニューヨーク市長から何か来たという話なんですけど、ニューヨーク州も実はシカを獲っています。日本と同じです。昔は減っていたと。保護をしていたと。森林も回復させた。1970年から逆に増え過ぎて、これでやっぱり獣害問題が起きてきたので獲ると。ニューヨークの場合は、まだアメリカですからハンターがいっぱいいるんですね。ハンターによる狩猟で何とか維持できないかという枠組みを考えたということなんですけど、ニューヨークでさえ、なかなかうまくいってないという状況であります。当然、ハンターの数が少ない日本では今は大変だということになっておりますね。

ニューヨーク州自身の話ですけども、ここ、見えますかね、一番右下がニューヨーク州ですね、ニューヨーク州があつて、問題があるところがこういうふうに印がついています

ね。よく見ると、ニューヨーク市の周りは問題が激増しているというふうにも見られないことはないということですね。

結局、アフリカでゾウを殺すなど言っている方々はあるんですけど、アメリカでもニューヨークでもシカを獲っているんですよ、野生動物を。

例えば、野生動物の致命的利用は避ける、実はコロナ禍になって、ますますそういう動きが一部にあることは確かです。でも、これ例えば、私がアメリカに留学していた30年前にも必ずそういう論争がありましたね。その頃、彼らは家畜はいいけど鯨は駄目だと、野生動物は駄目だと。別に絶滅危惧種でないことは彼らも知っていましたから、生態学者は知っていましたけど、そういうことだと。

今は菜食主義になっている。最近では牛乳、卵も駄目だ、ビーガン食。

ちょっと委員の方々に伺いますけど、ベジタリアンの方がもしいたら手を挙げていただけますか。誰もいらっしゃいませんかね。ああ、そうですか。ちょっと認識を改めました。

多分、私は将来は、例えば農地で野性獣害で何かサルを捕殺しているとか、そういうところの畑も、多分、農作物は食べないというふうな動きになるんじゃないかと思います。

こういうふうには、彼らの欧米の方々のそういう動物愛護の考え方もまだ発展途上です。有名な話ではイルカショー、あれは海獣のイルカを使うだけじゃなくて、もう、イルカショーそのものをやめました。やめる方向に今は向かっています。まだ発展途上です。どこで線を引くかというのは、人それぞれで私はいいいと思いますけど、これは人に押しつけるものじゃないというのが私の考えです。

そういう意味では、何かあれは何だ、悪だとかですね、そういう感じですね。何か魔女狩りのように、やり玉に上げるというような運動はやっぱりよろしくない。SDGsという考え方をもうちょっとポジティブに考えていくと。本当にあなたの方のやっていることが持続可能ですか、共に考えましょう、これがやっぱり重要なことであると。価値観が多様になるのは、むしろ歓迎です。

例えば、羽山さんという方が言っていますけども、例えば、山をちゃんと自然を守れば獣害問題はなくなるかという、そうじゃなくて、やっぱり岩井さんがさっきおっしゃったことに関係します。おそれがなければやっぱり出てきちゃうんですよ。それは当たり前なんですね。その辺をちょっと考えてみたいと。

例えば、30年前にはイノシシが平野部に生息する状況ではなかったと。その頃にも、いわゆる昔で言う豚コレラですね、こういうものが発生しました。今でも野性のイノシシ、

それから、養豚の豚にこの豚コレラが、豚熱がかかって、今、大変になっている。当時と今では、そのイノシシの野性の居方が全然違うんですね。これは非常に大きく、むしろ収拾がつかないというふうな非常に困っていると。つまり、人間が野生動物を利用しなければ、人獣共通感染症がなくなるかという、そんなことはないですよ。野生動物が増えます、その分だけ。その増えるのはいいことなんです。だけど、必ず人間と野生動物の接点はあるんです。だから、野生動物問題、人間と野生動物がいる限り未来永劫続くと。彼もおっしゃっていますけれども、頭を切り替えるべきだということです。

もう一つの問題は猫なんですけども、猫はこれも実は人獣共通感染症があると。ある本に書いてあって驚いたんですけど、欧米だと物すごいそのトキソプラズマという猫媒介の罹患率があると。ところが、日本や韓国は物すごく少ないのね。これは多分、文化の違いです。

その中で、猫はもう一つは、小さな島だと野生動物を食べるんですね。それが絶滅危惧の一種の要因になると。つまり、猫自身が、放し飼いの猫も含めて、これは外来種なんです。そうすると、欧米でも愛鳥家と愛猫家で対立が起こると。これは普通なんです。どっちかの意見が欧米のグローバルスタンダードだと思うのは間違いです。

熊の保護管理計画ですけども、これは先ほど岩井さんが言ったことに関係します。友じゃない、恐れ合わなければ共存できないということで、お互いに警戒するということですね。生ごみなんかに餌づいてしまったものはとても大変危険であるということです。

ただし、実はそうでなくても、結構、人のそばに実はいい熊がこっそりいたりするということは、よくあることであるということです。だから、むしろ捕獲すればいいという考え方があり得るわけです。

実際に熊は毎年数千頭捕獲しています。ゾウほど危険ではないとは思いますが、熊も人を襲うことがあり、しかも農業被害をもたらしております。その熊もワシントン条約掲載種です。

特に大変なのは、この札幌ですね。ヒグマが出没すると。オリンピックがあれば、ここまでマラソンコースがあるようなところで、この辺に地下鉄の終点があって、この辺はいっぱいもう熊だらけです。この辺の居住地の中の方々は熊の中で暮らしていると。でも、この熊を駆除すると、去年か、駆除したら猛烈な抗議が道外から来るわけですね。多分、道内の状況を知らないんですよ。我々がアフリカゾウを守れと言っているときも、私は同じだと思います。結局、非常に北海道あるいは札幌市としてはちょっと動きづらいという

面があります。札幌市のネット上には、ホームページでこういうヒグマの出没情報を出していますと、出没する場合は、そこには近づかないようにしてくださいと書いてあるんですけど、これももう不可能ですよ、これは。という事態であります。

一方では、四国の熊は本当に絶滅のおそれがあります。

先ほどのお話に関係しますけども、実はTrophy huntingとか、そういうことをやると、むしろ直接地元にお金落ちる。つまり、国にお金が入るだけじゃなくて、地元に入るという構図が組みやすくなると。地域ベースの保全資源管理の重要な一翼となるので、ゲーム狩猟ですね、Trophy huntingと言います。これはむしろやるべきだというふうにはここでは書いています。

同じように、ブッシュミートと言いますが、野性肉の利用を無視して、やめろみたいなことは、とても途上国、特にアフリカ諸国では言えないという状況が現実にあるということを知っていただきたいと思います。

コロナ禍の中のもう一つのキーワードはOne Healthです。でも、このOne Healthもここに書いてあるんですね。じゃあ、野生動物を食べるなどという話にはならないよということがここに書かれているということです。

19年ですか、去年のタンザニアでのワシントン条約の締約国会議でのタンザニアの発言ですね。ここで言っていることは、図らずも最初のところで、阪口さんの本の引用と同じことがここに書かれているというふうに言えると思います。

この委員会のもう一つ私が奇妙に思うところは、何か陳情する書簡が来ると、全部の委員に回覧されるんですね。私、こんな委員会は初めて見ました。

ワシントン条約の元事務局長も都知事に書簡を出しているんじゃないですか、それは何で回覧しないんですかと、私、申し上げたら、それも回覧しようということになりました。本当はどっちも回覧しないというのが、むしろ普通の委員会の在り方かもしれません。

しかし、この方々も言っています。象牙の市場閉鎖はゾウの保護に逆効果であると。むしろ、合法市場を維持することがゾウの保護に真に助けになるという見解もあるということですね。これをぜひ覚えておいていただきたいと思います。

これは今言ったことですが、一言で言えば、人も生態系の一員であるということです。つまり、人間と離れたところの自然が何かと、そこを守らなきゃいけないという考え方は、結局は人と自然の共存はできないと。野生動物が非常に少なければ、柵で囲うということは有効です。逆に人間が物すごく少なくても可能かもしれません。しかし、そうでな

ければ、その接点をなくすということは不可能です。むしろ、そこで捕殺しなければいけないのなら、私はありがたく利用させていただくというほうがむしろいいのではないかと。

だから、Traceabilityをはっきりしてしまう。例えば、この印鑑はある村を襲ったゾウから取ったものであると。これを買った人はその村にも支援してほしいなんてことを書いたっていいんじゃないかというふうに思います。こういう意味では、Traceabilityを確保するというやり方は、いろいろ考えられると思います。ぜひ検討していただきたいと私は思っています。

長くなりました。以上です。

○阪口座長 松田先生、簡潔に御報告くださりまして、大変ありがとうございます。

では、元の席にお戻りください。

それでは、今の西野委員及び松田先生の発表について、御質問などがございましたら挙手をお願いいたします。

特にないでしょうか。

松田先生のほうで御質問が、はい、どうぞ。

○松田委員 TRAFFICに質問ですけれども、先ほど申しましたけれども、2019年はもう中国市場を閉鎖した後であると。そこで中国への日本からの違法輸出が摘発されているという理解でよろしいのでしょうか。

○西野委員 はい。お示した押収事例は2019年のものになりますし、その前に2011年から2016年のデータというふうにお示ししているので、2011年から2016年は中国の市場閉鎖前になります。最新で2019年とってお示したものがありますので、その後になります。

○阪口座長 ありがとうございます。

ほかに御質問のある方はいらっしゃらないでしょうか。

なければ先に進めさせていただきたいと思います。

それでは、意見交換を始めさせていただきたいと思います。

今日は、象牙取引の現状と課題への認識を深める上で、大変有意義な発表などをいただ

きました。

これまでのお話を踏まえまして、象牙取引規制の適正化に向けた課題などについて、委員の皆様から御意見などを頂戴したいと思います。

名簿の順に指名をさせていただきますが、特に御意見がない場合は、「なし」のお返事で結構です。

では、名簿の最初に掲載されております井田委員、お願いできますでしょうか。

○井田委員 はい、ありがとうございます。いつも最初で恐縮です。

今回、TRAFFICの調査で、やっぱり観光客による違法の持ち出しの可能性というのは、非常にまだ残っているし、多いんだというのが分かったのは、これは重大なことだと思います。これは国内法、国内で合法だとか違法だとか無縁で国際条約違反であるし、持込国で禁止していれば法律違反になると。ただ、これ事実上、パスポートを見せてもらったところで何の意味もなく、コントロールするのはほとんど難しいですよ。

といっても、やっぱり確実な外国人観光客対策に関しては、有識者会議のタイトルにありますように、規制というような文言を入れて強化する必要があるのではないかなというふうに思います。

いろいろ議論、ほとんど今日は議論ですごく拡散しちゃったなという感じがあるんですが、このような国際状況の中で、日本がすごく、最初にも申し上げましたけれども、このような中で日本が象牙を使い続けるということのレピュテーションリスクというのは非常に大きいと思うんですよ。一方で、脱判こという動きもあり、象牙を使い続けることのベネフィットというのは非常に小さいし、ステークホルダーも少ないと。やめる方向に向けたジャストランジションというのは考えやすいことではないかというふうな印象を持ちました。

これも最初に申し上げたことなんですけども、最大のポイントは、違法品か合法品かを消費者が区別できないということが最大の問題なんですね。松田先生がおっしゃるように、僕は生牙から小さな根付までのTraceabilityをきちんと確保することができるんだったら売ってもいいし、そういうことがない以上、やめたほうがいいと思います。

ただ、これは技術的には可能ですけども、すごく手間がかかるし、第三者のほうで透明性が高く信頼性の高いCITES、ETISシステムを作らなければならないと。すごくお金がかかるので、やる以上は、誰がどういう形で負担するのかという議論をしなければ

ばならない。環境省のQAによると、きちんと管理された取引というのは、私はそういうことだと思います。

もう一つ、TRAFFICの調査から見えたことというのは、かなり業者の意識というのはやっぱり低いままなんです。私、取材の経験があるんですけども、かなり大手の印鑑を扱っていらっしゃる会社で、空港なんかにもお店を持っていらっしゃる方の担当者に電話取材をしたことがあるんですけども、いや、個人的に使うなら持ち出していいんですよと言われたという経験が、つい最近のことですけども、あります。やっぱり、東京都として何をできるのかというのは議論があるんですけども、やっぱり東京都のディーゼル規制以降、国の規制を先取りするような取組というのをやってきた伝統があるので、やっぱり、ここで我々東京都として何ができるのかというようなことをきちんと議論していきたいし、すべきだろうというふうに思います。

すみません、長くなりました。

○阪口座長 ありがとうございます。

それでは、北村先生、お願いいたします。

○北村委員 はい、北村です。ありがとうございます。

今、井田委員が最後におっしゃった、我々は都の委員会ですから、都として何ができるのか、国ではないわけですけども、現在、種の保存法の下では、自治体の権限が規定されていないときに、独立の条例を使って、国の施策を要は助太刀するような仕組みがつかれないかということが、この委員会のポイントだというように認識しております。

種の保存法、5年500万円という厳しい規制もあるんですけども、恐らく販売に係するのは33条の12命令であろうかと思えます。この命令違反は1年100万円なんです。命令実績はあるのか、相当、違法持ち出しがあるというふうに推測されるんです。この命令で、例えば特別国際種の事業者に対して命令は可能なんです。やったことがあるのかどうか、これは後で確認してもらいます。命令が出ないならばなぜか、行政指導で直っているからなのか、あるいは、そもそも命令、保全データの事実がつかめないので出しようがないのか、この辺りがこの法律の実効性に対する大きな問題であろうかと思えます。

そもそも無理な義務づけはやめるのか、あるいは、現在の義務づけをしようとして、何とかそれをうまく国と都が協力するのか、この辺りが新しい法的な枠組みの議論の前提に

なるのか、こういうように考えるところでございます。

以上です。

○阪口座長 ありがとうございます。

それでは、中泉先生、お願いいたします。

○松崎政策調整担当部長 今、ちょっとつながってない。切れました。次の方からお伺いしてよろしいでしょうか。

○阪口座長 分かりました。

では、ちょっとアクシデントがあったようですので、先に西野委員、お願いいたします。

○西野委員 私のほうは発表をさせていただきましたとおり、まずは国内の象牙の市場の動向を把握するというのが、まず最初のステップなのではないかなと思っていて、やはり日本の国内では、市場も需要も縮小しているというふうに言えると思いますので、そうした中でも本当にそうなのか、市場規模というのがそもそも分かっていなかったりですとか、日本にある在庫の量が分かっていなかったりというところで、実態が分かっていないというところを明らかにしてから、それをどうするのかというところにはなるかと思っておりますので、そうしたことがまず必要ではないかなというところと、あとは松田先生がおっしゃっていたように、本当に多様な意見というのはもちろん重要で、もちろんそれが議論されるべきだとは思っておりますので、この取引規制と会議の目的といいますか、に掲げてありますけれども、既に象牙の取引規制というのは日本に存在するわけで、その中で、その規制が適正に実行されているのかですとか、こういったように方向として向かうといいのかというところを話す、議論していくというところでは、対等に議論が進むのではないかなというふうに考えておりますので、そういったところを、まずこの東京都の会議も実態を把握するというところの第一歩として期待をしているところなので、そうしたところを明らかにしていければと、そこからどういう方向に向かうことが適切なのかというところを、皆さんと見ていければというふうに思っているところです。

以上です。ありがとうございます。

○阪口座長 ありがとうございます。

それでは、松田先生、お願いいたします。

○松崎政策調整担当部長 ちょっと中泉先生、回線の状況がよくないようでして。駄目ですね。

○阪口座長 松田先生、お願いいたします。

○松田委員 ありがとうございます。

先ほどから、まずこの会議の名称ですけれども、もし単に規制するだけじゃなくて維持も含めてだったら、規制という言葉がなくしたらいいんじゃないかと何度も申し上げましたけど、結局、それは通らなかったと。そのあげくには、そういうふうに対等にやる場ではないとまで言われてしまったという経緯がございまして、私は非常に残念だと思いました。

先ほどからの議論を聞いてきました。結局、象牙の取引をやめさせたいという議論はありましたけど、アフリカで今起きていることに、どう解決するかという議論になっていないということは、今ちょっと残念であるというふうに思います。

違法取引に関しましては、それが確実に密猟とか何とかにつながっているかどうかというところですね。そこが一番重要です。違法をゼロにすることは非常に難しいと思います。

私、先ほどのTRAFFICさんの話を聞いていて、あれ、日本はサッカーだったら、フェアプレー賞だと思いますね、非常に少ないと。ちゃんと摘発しているかどうかを見なきゃいけないとは思いますが、ゼロにしなければいけないとは私は思いません。それは無理だと思います。ただ、むしろ取引を維持すると、自然の恵みを利用するというのも、場を確保するというのも、一つの価値であるという点を強調したいと思います。

○阪口座長 ありがとうございます。

続きまして、三間委員、お願いいたします。

○三間委員 はい、どうもありがとうございました。すごく勉強になるといいますか、すごく抱えている問題の大きさというのを改めて実感した次第です。

やはり、井田さんがちょっとおっしゃっていた点にも重なるんですけど、非常に課題がたくさんある中で、それを論点として整理していくということの難しさというのも、ちょっと改めて感じました。本当に野生動物との共存というのは、これは非常に大きな課題ですし、今はちょうど生物多様性国家戦略、次期のものですね、これの議論も進んでいますけど、やはり、そういう中で今検討されている内容を見ても、じゃあ、どういう形、我々の暮らしの在り方、あるいは、野生動物の接し方というのが共存の適切なビジョンなのかというところの議論、それから、そのイメージ作りということがまだまだ弱いんだなというのは、私自身も非常に強く感じているところです。

一方で、この象牙の取引の規制の話ですね、これはちょっと純粹にそこは直結しづらい課題というのが確かにあって、例えば、やはり別の国際犯罪ですよ、武装組織に資金が流れるとか。やはり、そういった別の側面の課題があって、それに対しても、やはり消費国としては責任を果たすことが当然求められている。そういう中で、どのぐらいを許容範囲とするかという話はあると思うんですけども、やはり実情、まだ違法行為が続いていて、そこに日本が関わっているということもやはり事実だと思いますので、その中で日本として、どういう責任を果たしていくべきなのかということは、非常に大事な論点ではないかなというふうに思いました。

やはり、直接、消費国として現地への支援、これは我々もふだんの活動の中で非常に強く意識している点でありますけれども、やはり、これに関しては、さつき松田先生もおっしゃったとおり、T r a c e a b i l i t yというものをきちんと確立するということは、すごく大事なポイントだと思います。これはもう本当に象牙だけではなくて、マグロだろうが何だろうが、自然界の産物を利用する国としては、その部分はきちんと確立していく必要がある。きちんと責任を果たしていくということであれば、こういった点に関しても、やはり制度上、きちんと考えていく必要はあるのかなというふうに思いました。

ちょっと、次回以降の議論がどうなるかということにもよるとは思うんですけども、やはり、その共存の在り方とこの象牙の取引の課題、ここの接点と、別で考えなきゃいけない点、ここはもう少し整理が必要かなと思っております。

どうもありがとうございました。

○阪口座長 ありがとうございました。

○松崎政策調整担当部長 中泉先生なんですけれど、ちょっと電話もつながらないので、後日お話を伺うなりして、書面なり、場合によっては次回御発言いただければと思います。中泉先生、もし聞こえていればですけど、恐縮ですが御容赦ください。

○阪口座長 では、そういうことであります。

最後に、私のほうから少し発言をさせていただきたいと思いますが、座長としては、あらゆる政策オプションに対してオープンであるというのは当初からの私の姿勢で、それは現状維持も含むし、取引禁止も含むし、あるいは、もっとプロアクティブに行動して、より持続可能な象牙取引を推進するという選択肢もあり得るであろうというふうに考えております。

今日、皆様の御報告等を聞いて、私どもで取り組んだイシューが改めて確認できたわけなんですけど、一つ大きな問題となるのは、象牙の持続可能な取引を推進したいと。その象牙等の販売利益を地域住民に還元したり、規制当局の管理コストに利用したいというのが、非常にジンバブエ等で成功したプログラムであると。

他方で、それは私も自分の本の中でよく書いておくことなので、非常によく認識していることなんですけど、他方でそのプログラムをサポートしたいといったときに、CITESの締約国会議で締約国諸国の3分の2の賛成を得られないと、次のワンオフ・セールが認められないと。それは生息地域国の懸念に丁寧に、97年のときには、ジンバブエ、ボツワナ、南アフリカとナミビア等が非常に丁寧に対応した結果、可能になった合意であったわけですよ。

日本として持続可能な象牙取引を推進したいというのが本当の意図であれば、行政の方々、あるいは、松田先生の御意見であるというふうならば、それを締約国諸国で受け入れてもらえるための方策も恐らく必要になると。現状、何もしないということで3分の2をクリアできるかというのは、国際交渉を分析した経緯からすると、まず、EUが棄権してくれないと無理なので、そこでもう難しくなってしまうと。生息地域国の合意とEUが少なくとも棄権してくれるという条件を満たす必要があるんですが、そうすると、日本としてはやはり何らかのTraceabilityシステム等を工夫しないと、締約国会議で訴えてもなかなか取引再開が認められない。結果として、日本での取引は条約規制前か、二度のワンオフ・セールで入ってきた象牙だけで細々と継続すると、それはちょっと持続的利用の推進とはちょっと違うと思うわけですよ。様々な御意見はあるかと思いますが、

座長として、そういった所感を申し上げさせていただきました。

ほかに御意見等がありましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

中泉先生、つながったということで、それでは、中泉先生、お願いいたします。

○中泉委員 中泉です。すみません、ちょっと先ほどネットの関係が悪くて、全部の議論は聞き取れなかったもので、もしかしたら二重になっているかもしれません。そのときは御了承くださいませ。

松田先生がおっしゃっているような、市場を廃止するというのは、私も同じような意見でございまして、できるだけ需要を減らしながら、落とすところを図っていくというのが基本的な考え方かと思っております。そういう基本的な経済学的な観点については、次回、御報告したいと思います。

今日はややテクニカルな点で恐縮ですが、北のほうでは、アフリカゾウは依然として絶滅危惧種として扱う地域もある反面、ナミビア等ではむしろ増えているという話がありました。そのときに、実際に昔やっていた個体数管理というのは、実際に復活できるのかどうかということをお聞きしたいということ、もし、その象牙の質として両方同じものであるというのであれば、そちら（中央、南部アフリカ）のほうの供給を増やすというのは、非常に有力な手なのかなということなんですけれども、どなたかお答えできますでしょうか。

○阪口座長 どなたが答えればいいんですかね。

中泉先生、特定の委員向けの質問でしょうか。

○中泉委員 いや、むしろどなたかいらっしゃったらということなんですけれども、あと、その象牙の品質がどうかというのは、もしかしたら今の委員の皆様は、全員あまり御専門じゃないかもしれません。ただ、それは重要な論点なので、論点として上げたいということでございます。

○阪口座長 ありがとうございます。

恐らく、TRAFFICの西野委員が一番答えやすいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○西野委員 すみません、限定的なお答えになってしまうかと思うんですが、個体数管理についてはあまり詳しくないところにはなるんですが、象牙の質については、やはり地域で差があるというふうには聞いていますので、特によく言われているのは、マルミミゾウと言われる西部のアフリカゾウが、日本においては好まれているという経緯もあって、そちらについては、もうマルミミゾウは種としての区別にはいろいろ議論がありますけれども、そこについてはもう本当に危機的な個体数になっているので、持続可能な利用というのではないのかなというふうに思いますので、確かに、事業者の方とかに伺うのが一番いいのではないかと思うんですけれども、質の違いというのはあるので、もしかして、今、個体数が多いところのゾウの象牙が、すごく皆さん、利用する上で最高かというところは違うのかなところはるかと思えます。

○阪口座長 ありがとうございます。中泉先生、以上……。

○中泉委員 よろしいですか。

○阪口座長 はい。若干声が聞こえないような、中泉先生、御質問、まだございますでしょうか。

○中泉委員 すみません、中泉です。

岩井先生に、ちょっと1点だけ確認したいんですけれども、今、個体数管理ができるとなると、例えば、ナミビアでどれぐらい年間、ゾウの供給があるのでしょうか。供給という言葉の方も非常に言いにくいんですけども、ちょっとそれだけ御確認ください。

○阪口座長 正確にはゾウではなく、象牙の供給ということでしょうか。

はい、これもTRAFFICの西野委員。

あ、岩井先生。

○岩井准教授 私の知っている範囲でのお答えになるんですが、南アフリカの個体数管理というのは、既に方法も確立していますし、過去にも実際にできていた実績もあるので、

また再開するとなったら、すぐにできるのではないかと思います。

ただ、私の紹介したタンザニアの事例では、まだそのような実績もないですし、体制も整っていないので、導入するとしても、まだいろいろな整備をした上でないと難しいのかと思います。しかし、現状の獣害問題を改善していくには、必要になってくる時期は来るだろうと考えています。

また、それによってどれぐらいの数がとれるかですが南アフリカの過去の事例ですと、年間300頭、あるいは、年によっては1,000頭という数の間引きをしていたと報告されています。それが現在はどれぐらいになるのかは、ちょっとまだ分からないところです。

以上です。

○阪口座長 ありがとうございます。

象牙のストックファイルについては、在庫の増加についてはCITESのほうでデータベースがありまして、各国別に調べれば最新のデータは取れると思いますので、次回以降の会議の課題ということでいいかなと思います。

それでは、松田先生、お願いいたします。

○松田委員 そういう意味では、この委員会構成も私は変であると。つまり、ちゃんとそういう象牙を利用する側の専門家ですね、これも委員に加えてくれと再三申し上げました。むしろ、どちらかという、規制する側の立場の方がかぶっているというふうに私は思います。

野生動物管理ですけど、例えば日本の例であると、そういうふうにむしろ個体数調整に舵を切ったときに、減らし過ぎる心配より、減らせない心配のほうがはるかに多いということです。

○阪口座長 ありがとうございます。

ほかに御意見等がある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですかね。もし、御質問等も含めてないようでありましたら、意見交換は以上にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、意見交換を終了したいと思います。

本日は素晴らしい発表と活発な御意見をいただき、ありがとうございました。

時間の制約もあり、十分に御提案いただけなかった部分もあろうかと思いますが、ほかにもございましたら、事務局を通じて御提案いただければと思います。

本日は、象牙取引の現状と課題についての報告や発表をいただき、それを基に議論をいただきました。次回は、象牙を利用されている事業者の方の状況や御意見を伺い、また、需要の面からの対応の方向性などを議論していきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○阪口座長 では、詳細につきましては一度私の方で預からせていただき、事務局と調整の上、後日皆様に御連絡させていただきます。

それでは、本日はここまでとさせていただきます。皆様、お疲れさまでした。

事務局にお返しいたします。連絡事項をお願いします。

○松崎政策調整担当部長 すみません、ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、後日、委員各位のほうに確認をさせていただきたいと思っています。

また、次回開催は12月の後半を予定しておりますが、正式には追って御連絡をさせていただきます。

以上をもちまして、第2回の象牙取引規制に関する有識者会議を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。

(了)